限定承認公告

本籍千葉県君津市八重原一七二番地、最後の住所埼玉県越谷市大字下間久里一一四八番地
一越谷スカイハイツB―一一三
被相続人　亡　畠中　雅史

右被相続人は平成二十一年九月十八日死亡し、その相続人は平成二十二年三月十一日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十九日
埼玉県越谷市大字大里一〇九番地六
限定承認者　畠中　研次

限定承認公告

本籍埼玉県川口市柳崎二丁目二二番、最後の住所埼玉県川口市柳崎二丁目二二番一五号
被相続人　亡　野島　信美

右被相続人は平成二十二年一月五日死亡し、その相続人は平成二十二年三月十一日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十九日
東京都中央区銀座一丁目三番三号銀座西ビルヂング二階
相続財産管理人野島美代
代理人弁護士　須田　清
同　杉本　佳英
同　山下　環
同　太田　雅幸
同　鈴木沙良夢
同　齋藤　美香

限定承認公告

本籍東京都千代田区外神田四丁目一四番地、最後の住所東京都町田市上小山田町一六五七番地九
被相続人　亡　松井　正三

右被相続人は平成二十一年十一月八日死亡し、その相続人は平成二十二年三月十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十九日
東京都千代田区外神田四丁目四番九号
相続財産管理人　松井　一郎

限定承認公告

本籍宮城県刈田郡蔵王町宮字小森山五八番地一、最後の住所宮城県刈田郡蔵王町宮字小森山五八番地
被相続人　亡　森下　光典

右被相続人は平成二十一年十二月九日死亡し、その相続人は平成二十二年三月五日仙台家庭裁判所大河原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十九日
東京都練馬区小竹町二―三六―四　B―一〇二
相続財産管理人　森下　義典

限定承認公告

本籍京都市右京区花園段ノ岡町一一番地の二、最後の住所京都市左京区吉田下阿達町三一番地の五三
被相続人　亡　平野　宣彦

右被相続人は平成二十一年十二月三日死亡し、その相続人は平成二十二年三月八日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十九日
京都市左京区吉田下阿達町三一番地の五三
相続財産管理人　平野　和子

限定承認公告

本籍加古川市平岡町山之上六八四番地三八、最後の住所加古川市尾上町旭三丁目二番地の一
被相続人　亡　小阪　哲夫

右被相続人は平成二十二年一月四日死亡し、その相続人は平成二十二年三月十日神戸家庭裁判所姫路支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十九日
明石市魚住町長坂寺六九七番地の一
相続財産管理人　小阪　哲史

限定承認公告

本籍熊本県天草市二浦町亀浦二〇九九番地、最後の住所熊本県天草市南新町四番地一二
被相続人　亡　山口　信江

右被相続人は平成二十一年十一月十九日死亡し、その相続人は平成二十二年三月九日熊本家庭裁判所天草支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月十九日
熊本県天草市二浦町亀浦六六六番地二
限定承認者　山口タミエ
熊本市京町一丁目七番七号
右代理人弁護士　松本　伸一

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年四月二十六日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年三月十九日
東京都港区芝五丁目二〇番六号　丸紅東京本社三田別館二階
丸紅不動産販売株式会社
代表取締役　太田　俊一

出資一口の金額の減少公告

当組合は、出資一口の金額を一八、〇〇〇円から一六、〇〇〇円に減少することを決議いたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十二年三月十九日
岩手県花巻市下似内第一七地割一〇七番地
五
豊沢生産森林組合
組合長理事　藤井与次郎

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十二年三月五日に開催された当組合臨時総会において、出資一口金五十万円を一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から平成二十二年四月二十日までに、その旨を申し出てください。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条第二項の規定により公告します。

平成二十二年三月十九日
静岡県日中貿易協同組合
代表理事　村上　光廣

訂正公告

平成二十二年三月四日（号外第四十四号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金の額の減少公告の住所「大阪市東住吉区桑津四丁目七番一二号」とあるは「大阪府堺市西区北条町二丁目二三番一号」、決算公告の住所「大阪市東住吉区桑津四丁目７番12号」とあるは「大阪府堺市西区北条町二丁目23番１号」の誤りにつき訂正します。なお、この資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年三月十九日
大阪府堺市西区北条町二丁目二三番一号
正基建設株式会社
代表取締役　松山　美子

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十二年一月二十六日法務省告示第四十号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
四	三	終りから一五	富山県高岡市東上関318番地	石川県金沢市小坂町北115番地1
同年二月十七日法務省告示第九十二号（同）（原稿誤り）				
四	一	終りから一八	東京都品川区東浦２丁目24番１号	東京都大田区東蒲田二丁目11番13号
平成二十二年二月二十三日掲載の川崎簡易裁判所に係る平成二十一年（ヘ）第六号公示催告中（原稿誤り）				
一五二		一一	藤川商店株式会社	株式会社藤川商店

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　三月十九日付第五七号九六ページ●同日付政号七二〇ページ●同日付第五八号一九二ページ●同日付第五府調達第五三号二四ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）